

# あすなろ南矢野目クリニック医薬品業務手順書

## 医薬品の採用・購入

### 1. 医薬品の採用・購入

- (1) 医薬品の採用にあたっては、医薬品の安全性・取り間違い防止の観点から、下記を踏まえて決定する。
  - ① 一成分一品目を原則として、採用医薬品は最低限の数とする。
  - ② 同種同効薬と比較検討を行う。
  - ③ 類似した名称や外観を持つ薬の採用は、極力回避する。類似薬を採用しなければならない場合は、特に注意を喚起する。
- (2) 発注の際は、商品名、剤形、規格単位、数量、包装単位を確実に伝達する。
- (3) 購入医薬品の品目・規格・数量が合致しているか、発注伝票に基づき検品する。
- (4) 「規制医薬品」は特に注意し、購入記録の保管を行う。
- (5) 「規制医薬品」中、麻薬および覚せい剤原料等は原則として院内に保管しない。院外処方を原則とする。
- (6) 「特定生物由来製品」は原則として院内で使用しない。

### 2. 医薬品の管理方法

- (1) 医薬品の在庫管理、取り間違い防止のため、下記を実施する。
  - ① 医薬品棚は、在庫点検や取り違い防止に配慮して適切に配置する。
  - ② 同一銘柄で複数規格がある医薬品や、名称・外観類似薬は、注意を表記する。
- (2) 「規制医薬品」は金庫等に保管して常時施錠するなど、盗難・紛失防止措置をとり、「特定生物由来製品」は原則として院内で使用しない。「規制医薬品」中、麻薬および覚せい剤原料等は原則として院内に保管しない。院外処方を原則とする（再掲）。
- (3) 「特定生物由来製品」は原則として院内に保管しない。
- (4) 処方薬の取り扱いは、次の点を遵守する。
  - ① 調整（希釈）日、開封後期限、調整期限、開封日を記載する。
  - ② 開封後の変質、汚染などに留意し、定期的に交換し、継ぎ足しをしない。

### 3. 投薬指示・調剤

- (1) 薬剤服用歴の確認。

投薬にあたって、薬剤服用歴（既往、副作用、アレルギー）を確認する。

- (2) 処方箋を正確に記載する。
  - ① 処方箋には、必要事項（医薬品名、剤形、規格単位、分量、用法、用量等）を性格に記載する。
  - ② 投薬誤りを防止するため、規格単位と記載方法は統一する。原則として処方箋は印字プリンターを使用し、手書きしない。

- (3) 調剤方法。
  - ① 外観類似、名称類似、複数規格品に留意する。
  - ② 要注意薬については、特に留意する。

#### 4. 医薬品の安全使用に係る情報の取り扱い

- (1) 患者情報の収集と副作用発生時には法令を遵守して関係機関への迅速な報告を行う。
- (2) 経過観察が必要な薬剤の投与にあたっては、投与後の経過観察を行う。
- (3) 緊急時については、下記に沿って実施する。
  - ① 副作用初期症状の確認
  - ② 服用薬剤および医薬品との関連の確認

#### 5. 他施設との連携

緊急時のため、連携施設を確保する。